

(4) 工場・事業場

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)により、平成13年10月から「化学物質の適正管理に関する規定」と「土壌汚染対策に関する規定」が施行され、それに基づく報告・届出等が平成14年度から実施されています。

＜第3-4-1表＞適正管理化学物質使用量等報告書提出数 (単位：件)

種類	年度	21	22
普通洗濯業		16	20
燃料小売業		31	33
電気機械器具製造業		1	1
その他		8	7
合計		56	61

注 毎年4月1日から6月末までに、前年度分の適正管理化学物質の使用量等を報告する制度です。
対象は、指定された58種類の化学物質を年間100Kg以上使用する工場・指定作業場です。

＜第3-4-2表＞適正管理化学物質使用量等 (単位：Kg/年)

種類	20年度の使用量等				21年度の使用量等				
	番号	適正管理化学物質	使用量	製品としての出荷量	環境への排出量	事業所外への移動量	使用量	製品としての出荷量	環境への排出量
2	アセトン	0	0	0	0	130	0	0	130
8	塩酸	9,100	0	0	0	6,700	0	0	0
11	キシレン	4,005,910	3,997,260	803	910	4,476,710	4,457,000	1,144	740
15	クロロホルム	0	0	0	0	270	0	0	270
16	酢酸エチル	350	0	340	10	620	0	610	10
17	酢酸ブチル	1,710	110	1,500	100	2,100	0	2,000	100
19	酸化エチレン	200	0	0	0	200	0	0	0
26	ジクロロメタン	200	0	20	180	0	0	0	0
29	硝酸	1,540	0	0	0	1,110	0	0	0
35	テトラクロロエチレン	4,120	0	2,612	1,454	4,860	0	2,724	2,131
39	トルエン	8,135,360	8,142,870	3,025	100	9,193,480	9,193,000	3,877	100
40	鉛	600	500	0	100	0	0	0	0
41	ニッケル	100	69	0	0	0	0	0	0
49	ヘキサン	0	0	0	0	110	0	100	10
50	ベンゼン	360,288	359,764	310	0	408,320	405,900	305	0
51	ホルムアルデヒド	180	0	0	180	180	0	0	180
53	メタノール	290	0	0	290	520	0	190	330
54	メチルイソブチルケトン	180	0	170	10	160	0	150	10
55	メチルエチルケトン	100	0	90	10	0	0	0	0
57	硫酸	77,240	0	0	0	73,380	0	0	0
合計		12,597,468	12,500,573	8,870	3,344	14,168,850	14,055,900	11,100	4,011

＜第3-4-3表＞ 土壤汚染状況調査報告書等の提出状況 (単位：件)

種類		年度				
		18	19	20	21	22
土壤汚染状況 調査報告書	ガソリンスタンド	0	3	3	1	1
	クリーニング業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	5	3	1
	合計	0	3	8	4	2
汚染拡散防止計画書届出書		1	0	1	2	1
汚染拡散防止措置完了届出書		0	1	0	3	0

注 工場または指定作業場を設置している事業者で、有害化学物質を取り扱ったことがある者は、事業所を廃止または建物を除却しようとする際、対象地の土壤汚染状況を調査し報告することが義務づけられています。さらに、調査結果が処理基準値を超える場合には「汚染拡散防止計画書」を作成し、防止措置の実施が必要となります。

＜第3-4-4表＞ 燃料調査結果 (単位：件)

	工場	指定作業場	合計
調査件数	0	5	5
基準適合	0	2	2
基準不適合	0	0	0
規制対象外	0	3	3

＜第3-4-5表＞ 地下水揚水量経年変化 (単位：m³)

	18年	19年	20年	21年	22年
工場	83,961	73,653	74,815	72,048	56,585
その他	2,325,184	2,246,392	2,220,529	2,240,609	2,208,110
合計	2,409,145	2,320,045	2,295,344	2,312,657	2,264,695

注1 調査期間は年度ではなく年。(1月から12月)

注2 揚水機の出力が300ワットを超える井戸が対象。

＜第3-4-6表＞ アスベスト除去工事施工計画届出数 (単位：件)

年度		18	19	20	21	22
届出受付(法)		44	35	24	17	19
届出受付(条例)		41	35	24	17	19
現場立入		41	34	24	12	20

注1 大気汚染防止法により、吹き付けアスベスト及びアスベスト保温材等を使用している建築物等の改修・解体工事を開始する日の14日前までに届出が義務づけられています。

(平成18年3月1日に、届出の規模要件が撤廃されました。)また、東京都環境確保条例に基づく届出は一定規模以上のものについて届出が義務づけられています。

注2 法による届出は17年度までは都の受付です。

注3 届出受付後、区では原則立入調査を実施しています。年度末に受付けた届出の立入調査を次年度に実施する場合があるので、届出件数と現場立入件数は一致しないことがあります。

＜第3-4-7表＞ 特定建設作業実施届出数（種類別）の年度別推移（単位：件）

種類	年度	18	19	20	21	22
騒音規制法	くい打機等	9	4	12	6	4
	さく岩機	235	242	192	181	201
	空気圧縮機	18	16	63	17	11
	合計	262	262	267	204	216
振動規制法	くい打機等	4	2	3	8	2
	ブレーカー	147	167	129	115	123
	合計	151	169	132	123	125

注1 騒音規制法のさく岩機と振動規制法のブレーカーは、法律により、その名称は異なりますが、同じ作業のことです。

注2 届出が受理されると、区では届出人に対して「特定建設作業実施届出済票」を渡し、所定の事項を記入のうえ、建設作業現場の公衆の目につきやすい場所に掲示するよう指導しています。

＜第3-4-8表＞ 工場等の年度別推移（単位：件）

	年度	18	19	20	21	22
1	東京都環境確保条例(※注1)による工場数	570	559	554	525	512
2	東京都環境確保条例(※注1)による指定作業場数	1,235	1,233	1,223	1,211	1,155
3	東京都環境確保条例(※注1)による指定作業数	1,371	1,365	1,351	1,332	1,271
4	大気汚染防止法によるばい煙発生施設設置事業所数	114	114	114	114	—
5	水質汚濁防止法による特定施設設置事業所数	1	1	1	1	1
6	騒音規制法による特定施設設置事業所数	211	209	209	210	202
7	騒音規制法による特定建設作業実施届出数	262	262	267	204	216
8	振動規制法による特定施設設置事業所数	66	67	63	61	57
9	振動規制法による特定建設作業実施届出数	155	169	132	123	125

※注1：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の略称

1. 工場	2. 2kw（合計）以上の原動機を使用する物品の製造、加工、作業を常時行う工場等
2. 指定作業場	指定作業を行う事業所（場）
3. 指定作業	自動車駐車場、ボイラー、洗濯施設等
4. ばい煙発生施設	主としてボイラー、焼却炉など
5. 特定施設（水質）	酸アルカリ洗浄施設、電気メッキ施設、洗濯業の用に供する洗浄施設、めん類製造業の用に供する湯煮施設、豆腐または煮豆製造業の用に供する湯煮施設、自動式車両洗浄施設等
6. 特定施設（騒音）	液圧・機械プレス、せん断機、空気圧縮機、送風機、織機、木材加工機械、印刷機械、合成樹脂用射出成形機、切断機（といしを用いるものに限る）等
7. 特定建設作業（騒音）	くい打機、びょう打機、さく岩機、掘削作業、空気圧縮機を使用する建設作業、コンクリートプラント等
8. 特定施設（振動）	液圧・機械プレス、せん断機、圧縮機、織機、印刷機械、合成樹脂用射出成形機等
9. 特定建設作業（振動）	くい打機、鋼球、舗装版破碎機、ブレーカーを使用する建設作業